



# 確定申告が必要な人

高崎税務署  
027-322-4711

## 税務署の確定申告は2月16日から

税務署の申告会場で確定申告を行う場合は、必要書類を持参の上、下記のとおり手続きしてください。

**とき** 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

※2月25日(日)は受け付けを行います

**ところ** ビエント高崎(高崎市問屋町2-7)

※下記の地図を参照。高崎税務署とは場所が異なります。期間中は高崎税務署では申告相談を行いません

**その他** 会場への入場には、整理券が必要です。

当日に会場で受け取るほか、LINEによる事前発行も可能です

### ► LINEによる事前発行

右の2次元コードから国税庁ホームページを確認の上、国税庁LINE公式アカウントを友だち登録し、相談会場と日時を選択して申し込んでください。

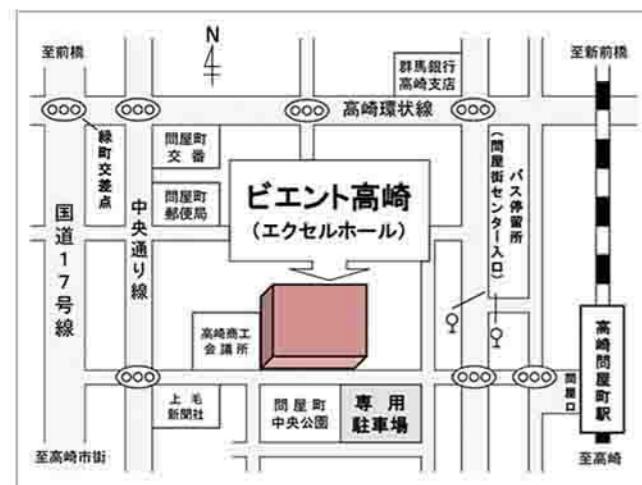


### ►当日配布

ビエント高崎で当日配布を行いますが、混雑状況により後日の案内となる場合があります。

問合せ先 高崎税務署(027-322-4711)

## ビエント高崎 アクセスマップ



## 税理士による確定申告無料相談 (事前予約優先)

**対象** ▷給与所得があり医療費控除を受ける人  
▷年末調整が済んでいない人 ▷年金受給者  
**とき** ①2月13日(火)午後0時30分～5時45分  
②2月14日(水)午前10時30分～午後5時30分  
**ところ** ヤマダデンキLABI 1高崎 5階  
レストランフロア LABI バンケット高崎  
**予約・問合せ先** 1月25日(木)～2月1日(木)  
の午前10時～午後3時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く)に電話で関東信越税理士会高崎支部(027-361-7788)へ

詳細は、関東信越  
税理士会高崎支部  
ホームページを確  
認してください▶



# 市で申告相談が受けられる人

申告会場  
22-2251

## 市での申告相談について

住民税申告のほか、確定申告のうち簡易なものに限り、下記の会場で受け付けます。必要な書類など(別表1を参照)を準備の上、申告会場へ持参してください。

※申告内容が別表2に該当する場合は、市で受け付けできません。高崎税務署(ビエント高崎)またはスマートフォンやパソコンなどから申告してください

## 申告会場について

### 1 第二庁舎あじさいホール

**とき** 2月1日(木)～3月15日(金)午前9時～11時30分、午後1時～3時30分  
※土・日曜日、祝日を除く

**受付内容** 住民税申告、確定申告(別表2を除く)  
**《入場整理券について》**

混雑対応のため当日に入場整理券を配布します。  
**配布時間** 当日の午前8時から(規定枚数に達し次第、配布終了)

※入場整理券は、当日の状況により配布開始時刻を早める場合があります

### 《パソコンブースについて》

第二庁舎あじさいホール会場では、市民向けパソコンブースを設置しています。自分で申告書を作成できる人は、ぜひ、活用してください。

**利用時間** 午前9時～正午、午後1時～4時

### 2 伊香保・小野上・子持・赤城・北橋行政センター会場

**とき** 2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～11時30分、午後1時～3時30分  
※土・日曜日、祝日を除く

**受付内容** 簡易な住民税申告、簡易な確定申告(別表2を除く)

※事業所得(営業・農業・不動産)がある人は、第二庁舎で申告してください

### 共通の注意点

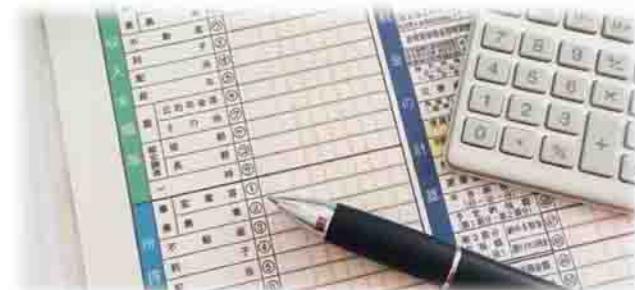
▷第二庁舎と各行政センターでは、受付期間や受付内容が異なります。注意してください

▷混雑状況により、午前中に来庁した人でも午後の部の受け付けとなる場合があります

▷第二庁舎では、電話による簡易な住民税申告も受け付けています。各行政センターでは、申告に関する電話での問い合わせは受け付けていません

## (別表1) 申告に必要な書類など

対象	必要書類など												
申告者全員	黒のボールペン、マイナンバー(個人番号カード)、本人確認書類												
還付申告の場合	申告者本人の振込先口座番号が分かるもの(通帳など)												
所得に関するもの	<table border="1"> <tr> <td>給与・年金所得者</td><td>源泉徴収票(コピー、データ可)</td></tr> <tr> <td>事業(営業・農業) ・不動産所得者</td><td>収支内訳書など(前もって記載すること)</td></tr> <tr> <td>雑所得・一時所得者</td><td>収入金額・必要経費が分かる書類</td></tr> <tr> <td>配当所得者</td><td>支払通知書など</td></tr> </table>	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピー、データ可)	事業(営業・農業) ・不動産所得者	収支内訳書など(前もって記載すること)	雑所得・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類	配当所得者	支払通知書など				
給与・年金所得者	源泉徴収票(コピー、データ可)												
事業(営業・農業) ・不動産所得者	収支内訳書など(前もって記載すること)												
雑所得・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類												
配当所得者	支払通知書など												
控除に関するもの	<table border="1"> <tr> <td>社会保険料控除</td><td>国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など</td></tr> <tr> <td>生命保険料控除</td><td>控除証明書、支払金額を証明する書類</td></tr> <tr> <td>地震保険料控除</td><td>医療費控除の明細書(前もって記載すること)、医療費のお知らせ(各保険者が発行)、おむつ使用証明書など</td></tr> <tr> <td>医療費控除</td><td>※介護サービス利用料を算入する際は、請求者(事業者・施設など)に確認の上、医療費控除の対象となる金額のみを計上してください</td></tr> <tr> <td>障害者控除</td><td>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など</td></tr> <tr> <td>寄附金控除</td><td>寄付金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても領収書が必要です)</td></tr> </table>	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類	地震保険料控除	医療費控除の明細書(前もって記載すること)、医療費のお知らせ(各保険者が発行)、おむつ使用証明書など	医療費控除	※介護サービス利用料を算入する際は、請求者(事業者・施設など)に確認の上、医療費控除の対象となる金額のみを計上してください	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など	寄附金控除	寄付金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても領収書が必要です)
社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など												
生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類												
地震保険料控除	医療費控除の明細書(前もって記載すること)、医療費のお知らせ(各保険者が発行)、おむつ使用証明書など												
医療費控除	※介護サービス利用料を算入する際は、請求者(事業者・施設など)に確認の上、医療費控除の対象となる金額のみを計上してください												
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など												
寄附金控除	寄付金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても領収書が必要です)												



## 来場する際のお願い

▷混雑回避のため、なるべく申告者1人で来場してください

▷収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は、必ず事前に作成してください

※申告会場の職員は作成できません

※収支内訳書など各様式は、申告会場または税務課にあります。また、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます

▷当日配布の入場整理券は、申告に必要な添付書類(収支内訳書や医療費控除の明細書など)の作成が済んでいる人から配布します